

令和1年8月吉日

ご契約オーナー様各位

東京アセットテラス株式会社

消費税率引き上げに伴うお支払額の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のことお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正するなどの法律」が公布され、消費税率につき令和1年10月1日に10%と税率が引き上げられることが予定されてございます。

つきましてはお預かりしております物件の増税対応及び増税後変更対象となる当社への費用等に関しまして下記の通りご案内申し上げます。

■お預かりしております物件の増税対応

増税対象となる賃貸借契約

- ・店舗
- ・事務所
- ・居住用物件契約と切り離された駐車場契約

※居住用の賃貸借契約は非課税となり、増税の対象とはなりません。

7月中に賃料変更の案内を発送し、10月分より変更の手配となります。

■増税後変更対象となる当社への費用

- ・管理委託料 10月分の賃料のご送金より
- ・建物管理費・共用部清掃費 10月分より
- ・募集業務委託料 10月1日以降の入居契約より
- ・更新事務手数料 10月1日以降に更新をむかえる更新契約より
- ・修繕費用・原状回復費用 修繕完了日が10月1日以降のものより
- ・各種手数料 発生日が10月1日以降のものより

本件につき、ご質問等ございましたら下記連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 東京アセットテラス株式会社 管理部 電話番号:03-6638-8781